

# 施工技術検定規則及び建設業法施行規則の一部改正並びに関係告示案について (概要)

令和5年2月  
国土交通省不動産・建設経済局  
建設業課

## 1. 背景

建設業における中長期的な担い手の確保・育成等の観点から、令和4年5月にとりまとめられた「技術者制度の見直し方針<sup>(※)</sup>」を踏まえ、施工技術検定規則（昭和35年建設省令第17号。以下「検定規則」という。）及び建設業法施行規則（昭和24年建設省令第14号。以下「施行規則」という。）について、技術検定の受検資格の見直し等所要の改正を行う必要がある。

(※) 適正な施工の確保のための技術者制度検討会（第2期）

## 2. 概要

### (1) 技術検定の受検資格の見直し（令第36条・第37条関係を新たに検定規則に位置付け）

技術検定の受検資格は以下のとおりとする。

#### 【一級の第一次検定】

- ・一級の第一次検定が行われる日の属する年度の末日における年齢が19歳以上の者

#### 【一級の第二次検定】

- ・受検しようとする第二次検定と検定種目を同じくする一級の第一次検定に合格した後同検定種目に関し実務経験5年以上
- ・受検しようとする第二次検定と検定種目を同じくする一級の第一次検定に合格した後同検定種目に関し特定実務経験（→別紙1参照）1年以上を含む実務経験3年以上
- ・受検しようとする第二次検定と検定種目を同じくする一級の第一次検定に合格した後同検定種目に関し監理技術者補佐（法第26条第3項ただし書）としての実務経験1年以上
- ・受検しようとする第二次検定と検定種目を同じくする二級の第二次検定に合格した後同検定種目について一級の第一次検定に合格した者であって、当該二級の第二次検定に合格した後同検定種目に関し実務経験5年以上
- ・受検しようとする第二次検定と検定種目を同じくする二級の第二次検定に合格した後同検定種目について一級の第一次検定に合格した者であって、当該二級の第二次検定に合格した後同検定種目に関し特定実務経験1年以上を含む実務経験3年以上
- ・国土交通大臣がこれらの者と同等以上の知識及び経験を有するものと認定した者  
→別紙2参照

#### 【二級の第一次検定】（見直し前と同内容）

- ・二級の第一次検定が行われる日の属する年度の末日における年齢が17歳以上の者

#### 【二級の第二次検定】

- ・受検しようとする第二次検定と検定種目<sup>(※)</sup>を同じくする二級の第一次検定に合格した後、同検定種目<sup>(※)</sup>に関し実務経験3年（建設機械施工管理にあっては2年）以上
- ・受検しようとする第二次検定と検定種目を同じくする一級の第一次検定に合格した後、同検定種目<sup>(※)</sup>に関し実務経験1年以上

- ・国土交通大臣がこれらの者と同等以上の知識及び経験を有するものと認定した者  
→別紙3参照

(※) 検定種別の定められている検定種目によっては、検定種別。

**(2) 第一次検定の一部免除を受けることができる者及びその範囲 (新規告示)**

大学で特定の学科を修めて卒業した者など、第一次検定の一部免除を受けることができる者及びその免除範囲を定める。

→別紙4参照

**(3) 技術検定の実施内容及び合格者のインターネット公表 (検定規則第3条・第8条関係)**

技術検定の実施期日、実施場所等の事項及び技術検定の合格者は、国土交通大臣(合格者については国土交通大臣又は指定試験機関)がインターネットの利用その他適切な方法により公表することとする。

**(4) 技術検定の受検申請書類等に係る権限の指定試験機関への委任 (検定規則第4条から第7条まで関係)**

技術検定受検申請書(様式第1号)、実務経験証明書(様式第2号)、技術検定全部又は一部免除申請書(様式第3号又は第4号)及び技術検定受検票(様式第5号)について、指定試験機関が様式及び書類を定めることができることとする。

**(5) 技術検定合格証明書における本籍の記載の削除 (検定規則第9条・第10条関係)**

技術検定合格証明書(様式第6号)に本籍の記載を行わないこととし、本籍に変更があった場合における合格証明書の書換え申請を不要とする。

**(6) 一般建設業許可の営業所専任技術者要件の緩和 (施行規則第7条の3及び建設業法施行規則第七条の三第一号、第二号又は第三号に掲げる者と同等以上の知識及び技術又は技能を有するものと認める者を定める件 (平成17年国土交通省告示第1424号) 関係)**

現在、大学の指定学科(施行規則第1条の表に掲げる学科)卒業後3年の実務経験を有する者及び高校の指定学科卒業後5年の実務経験を有する者は、一般建設業許可の営業所専任技術者要件を満たすこととされている(法第7条第2号イ)。

以下の表に掲げる検定種目に係る一級の第一次検定又は第二次検定に合格した者は、大学において同表に掲げる学科を卒業した者と同様に、その合格後3年の実務経験を有することで、一般建設業許可の営業所専任技術者要件を満たすこととする。

また、以下の表に掲げる検定種目に係る二級の第一次検定又は第二次検定に合格した者は、高等学校において同表に掲げる学科を卒業した者と同様に、その合格後5年の実務経験を有することで、一般建設業許可の営業所専任技術者要件を満たすこととする。

なお、本要件緩和は指定建設業(法第15条第2号)及び電気通信工事業以外の建設業において適用することとする。

検定種目	指定学科
土木施工管理・造園施工管理	土木工学
建築施工管理	建築学
電気工事施工管理	電気工学
管工事施工管理	機械工学

また、以下に掲げる者についても一般建設業許可の営業所専任技術者要件を満たすこととする。

- ・ 許可を受けようとする建設業に係る建設工事に關し、学校教育法（昭和 22 年法律第 26 号）による大学院を置く大学において施行規則第 1 条に規定する学科に係る単位を優秀な成績で修得したと当該大学が認めたことにより同法第 102 条第 2 項の規定により大学院に入学（飛び入学）した後 3 年以上実務の経験を有する者
- ・ 許可を受けようとする建設業に係る建設工事に關し学校教育法第 104 条第 7 項の規定により独立行政法人大学改革支援・学位授与機構から学士の学位（専攻の区分が施行規則第 1 条の表に掲げる学問であるものに限る。）を授与された後 3 年以上実務の経験を有するもの

**(7) 電子計算機に備えられたファイル又は磁気ディスク等に記録された情報に係る表示の方法（施行規則第 7 条の 16 第 2 項、第 14 条の 4 第 9 項、第 17 条の 16 第 2 項、第 17 条の 30 第 3 項及び第 4 項、第 18 条の 16 第 2 項、第 21 条の 8 第 2 項並びに第 26 条第 6 項から第 8 項まで関係）**

電子計算機に備えられたファイル又は磁気ディスク等に記録された情報が、出力装置の映像面に表示される時は、当該情報を紙面で作成したものに代えることができることとする。

**(8) 電磁的方法により作成された施工体制台帳等の紙面表示義務の緩和（施行規則第 14 条の 2 第 3 項及び第 4 項関係）**

施工体制台帳及びその添付書類の記載事項が電子計算機に備えられたファイル又は磁気ディスク等に記録されている場合に、当該施工体制台帳等を工事現場において出力装置の映像面に表示することが可能であるときは、紙面への表示は求めないこととする。

**(9) 監理技術者資格者証における本籍の記載の削除について（施行規則第 17 条の 35 関係）**

監理技術者資格者証（様式第 25 号の 5）に本籍の記載を行わないこととし、本籍に変更があった場合における資格者証の記載事項の変更に係る届出を不要とする。

**(10) 監理技術者資格者証の記載事項に変更があった場合等における新たな資格者証の交付申請について（施行規則第 17 条の 36・第 17 条の 37 関係）**

監理技術者資格者証の記載事項に変更があった場合又は資格者証を亡失し、滅失し、汚損し、若しくは破損した場合に、再交付申請等のほか、新たな資格者証の交付申請を行うことを可能とする。

**(11) 監理技術者資格者証の更新手続の見直し（施行規則第 17 条の 38 関係）**

監理技術者資格者証の有効期間の更新の申請は、当該監理技術者資格者証の有効期間満了の日 6 ヶ月前から 30 日前までに行うものとする。

**(12) 監理技術者大臣認定の更新手続の廃止（建設業法第十五条第二号ハの規定により同号イに掲げる者と同等以上の能力を有する者を定める件（平成元年建設省告示第128号）関係）**

平成8年度以前に特別認定講習の効果評定に合格したこと等により国土交通大臣が監理技術者資格を認めた者に対する認定の更新手続を廃止し、認定の有効期間満了日までに監理技術者講習を受講し、その後も継続して、直前に受講した監理技術者講習の有効期間（監理技術者講習を受講した日の属する年の翌年から起算して5年の期間をいう。）が満了する前に監理技術者講習を受講し続けた者については、監理技術者の資格を有する者として取り扱うこととする。

また、監理技術者講習の有効期間が満了し、上記の認定が失効した者については、当該有効期間満了の翌日（やむを得ない理由のため監理技術者講習を受講することができなかった者にあつては、当該事情がやんだ日）から6月以内に監理技術者講習を受講し、その後も継続して監理技術者講習を受講し続けることで同様に監理技術者の資格を有する者として取り扱うこととする。

**(13) その他所要の改正等**

上記のほか、検定規則、施行規則及び関係告示について条ずれ対応など所要の改正等を行う。

注）法：建設業法（昭和24年法律第100号）

令：建設業法施行令（昭和31年政令第273号）

**3. 今後のスケジュール（予定）**

公 布：令和5年4月頃

施 行：公布の日 【（7）及び（8）】

令和5年7月1日【（3）、（4）、（6）及び（9）から（12）まで】

令和6年4月1日【（1）及び（5）】

令和11年4月1日【（2）】

## 別紙 1

- 特定実務経験は、次の各号に掲げる要件のいずれにも適合する実務の経験とする。
  - 一 請負代金の額が 4,500 万円以上の建築一式工事以外の建設工事又は請負代金の額が 7,000 万円以上の建築一式工事における実務の経験であること。
  - 二 監理技術者（特例監理技術者（法第 26 条第 4 項に規定する特例監理技術者をいう。）を含む。）若しくは主任技術者（いずれも法第 27 条の 18 第 1 項の規定による監理技術者資格者証の交付を受けた者に限る。）による指導を受けた実務の経験又は主任技術者としての実務の経験であること。

別紙 2

- 一級の第二次検定の受検資格を有する者として国土交通大臣が認定する者は、次の表の左欄に掲げる検定種目に応じ、それぞれ同表の右欄に掲げる者とする。

<p>土木施工管理</p>	<p>一 技術士法（昭和 58 年法律第 25 号）による第二次試験（技術部門を建設部門、上下水道部門、農業部門（選択科目を「農業農村工学」とするものに限る。）、森林部門（選択科目を「森林土木」とするものに限る。）、水産部門（選択科目を「水産土木」とするものに限る。）又は総合技術監理部門（選択科目を建設部門若しくは上下水道部門に係るもの、「農業農村工学」、「森林土木」又は「水産土木」とするものに限る。）とするものに限る。次号において同じ。）に合格した後土木施工管理に関し 5 年以上実務の経験を有する者</p> <p>二 技術士法による第二次試験に合格した後土木施工管理に関し、特定実務経験 1 年以上を含む 3 年以上実務の経験を有する者</p>
<p>建築施工管理</p>	<p>一 建築士法（昭和 25 年法律第 202 号）による一級建築士試験に合格した後建築施工管理に関し 5 年以上実務の経験を有する者</p> <p>二 建築士法による一級建築士試験に合格した後建築施工管理に関し、特定実務経験一年以上を含む 3 年以上実務の経験を有する者</p>
<p>電気工事施工管理</p>	<p>一 電気工事施工管理に係る一級の第一次検定に合格した者であつて、電気工事士法（昭和 35 年法律第 139 号）による第一種電気工事士試験に合格した後電気工事施工管理に関し 5 年以上実務の経験を有する者</p> <p>二 電気工事施工管理に係る一級の第一次検定に合格した者であつて、電気工事士法による第一種電気工事士試験に合格した後電気工事施工管理に関し、特定実務経験 1 年以上を含む 3 年以上実務の経験を有する者</p>

- 上記に定めるもののほか、以下の①～③に掲げる者は令和 6 年 4 月 1 日から令和 11 年 3 月 31 日までの間において、④に掲げる者は令和 11 年 4 月 1 日以後において、それぞれ一級の第二次検定の受検資格を有する者として取り扱う。

- ① 令和 6 年 4 月 1 日時点において建設業法施行令の一部を改正する政令（令和 4 年政令第 353 号。以下「改正令」という。）による改正前の令（以下「旧令」という。）第 37 条第 1 項各号に現に該当している者
- ② 令和 6 年 4 月 1 日以後に、受検しようとする第二次検定と検定種目を同じくする一級の第一次検定に合格し、かつ、旧令第 36 条第 1 項第 1 号、第 2 号又は第 4 号に該当することとなった者
- ③ 令和 6 年 4 月 1 日以後に旧令第 37 条第 1 項第 2 号に該当することとなった者
- ④ 令和 6 年 4 月 1 日以後に①～③に該当する者として第二次検定の受検票の交付を受けた者であつて、当該第二次検定を再度受検しようとする者

別紙 3

- 二級の第二次検定の受検資格を有する者として国土交通大臣が認定する者は、次の表の左欄に掲げる検定種目に応じ、それぞれ同表の右欄に掲げる者とする。

建設機械施工管理	受検しようとする第二次検定と検定種別を同じくする二級の第一次検定に合格した者であって、同検定種別に係る建設機械の操作について6年以上実務の経験（当該建設機械を操作し建設工事を施工した経験に限る。）を有する者
土木施工管理	技術士法による第二次試験のうち技術部門を建設部門、上下水道部門、農業部門（選択科目を「農業農村工学」とするものに限る。）、森林部門（選択科目を「森林土木」とするものに限る。）、水産部門（選択科目を「水産土木」とするものに限る。）又は総合技術監理部門（選択科目を建設部門若しくは上下水道部門に係るもの、「農業農村工学」、「森林土木」又は「水産土木」とするものに限る。）とするものに合格した後受検しようとする検定種別に関し1年以上実務の経験を有する者
建築施工管理	建築士法による一級建築士試験に合格した後受検しようとする検定種別に関し1年以上実務の経験を有する者
電気工事施工管理	一 電気工事施工管理に係る一級又は二級の第一次検定に合格した者であって、電気工事士法による第一種電気工事士試験又は第二種電気工事士試験に合格した後電気工事施工管理に関し1年以上実務の経験を有する者 二 電気工事施工管理に係る一級又は二級の第一次検定に合格した者であって、電気事業法（昭和39年法律第170号）による第一種電気主任技術者免状若しくは第二種電気主任技術者免状に係る電気主任技術者試験の二次試験又は第三種電気主任技術者免状に係る電気主任技術者試験の一次試験に合格した後電気工事施工管理に関し1年以上実務の経験を有する者
電気通信工事施工管理	電気通信工事施工管理に係る一級又は二級の第一次検定に合格した者であって、電気通信事業法（昭和59年法律第86号）による電気通信主任技術者試験に合格した後電気通信工事施工管理に関し1年以上実務の経験を有する者

- 上記に定めるもののほか、以下の①・②に掲げる者は令和6年4月1日から令和11年3月31日までの間において、③に掲げる者は令和11年4月1日以後において、それぞれ二級の第二次検定の受検資格を有する者として取り扱う。

- ① 令和6年4月1日時点において旧令第37条第2項第2号イ又はロ（建設機械施工管理にあっては、旧令第37条第2項第1号イ又はロ）に現に該当している者
- ② 令和6年4月1日以後に旧令第37条第2項第2号イ又はロ（建設機械施工管理にあっては、旧令第37条第2項第1号イ又はロ）に該当することとなった者
- ③ 令和6年4月1日以後に①又は②に該当する者として第二次検定の受検票の交付を受けた者であって、当該第二次検定を再度受検しようとする者

別紙 4

- 第一次検定の一部免除を受けることができる者及びその免除の範囲は、次の表に定めるとおりとする。

免除を受けることができる者	免除の範囲
学校教育法による大学（短期大学を除く。）に令和6年度以降に入学し、土木工学を専攻分野とする学科を修めて卒業した者	土木施工管理に係る一級及び二級の第一次検定の土木工学等の科目のうち施工技術の基礎となる工学に関する部分
学校教育法による大学院を置く大学に令和6年度以降に入学し、土木工学を専攻分野とする学科に係る単位を優秀な成績で修得したと当該大学が認めたことにより同法第102条第2項の規定により大学院に入学した者	土木施工管理に係る一級及び二級の第一次検定の土木工学等の科目のうち施工技術の基礎となる工学に関する部分
学校教育法第104条第7項の規定により独立行政法人大学改革支援・学位授与機構から令和6年度以降に土木工学を専攻の区分とする学士の学位を授与された者	土木施工管理に係る一級及び二級の第一次検定の土木工学等の科目のうち施工技術の基礎となる工学に関する部分
学校教育法による短期大学、高等専門学校、高等学校又は中等教育学校に令和6年度以降に入学し、土木工学を専攻分野とする学科を修めて卒業した者	土木施工管理に係る二級の第一次検定の土木工学等の科目のうち施工技術の基礎となる工学に関する部分
学校教育法による大学（短期大学を除く。）に令和6年度以降に入学し、建築学を専攻分野とする学科を修めて卒業した者	建築施工管理に係る一級及び二級の第一次検定の建築学等の科目のうち施工技術の基礎となる工学に関する部分
学校教育法による大学院を置く大学に令和6年度以降に入学し、建築学を専攻分野とする学科に係る単位を優秀な成績で修得したと当該大学が認めたことにより同法第102条第2項の規定により大学院に入学した者	建築施工管理に係る一級及び二級の第一次検定の建築学等の科目のうち施工技術の基礎となる工学に関する部分
学校教育法第104条第7項の規定により独立行政法人大学改革支援・学位授与機構から令和6年度以降に建築学を専攻の区分とする学士の学位を授与された者	建築施工管理に係る一級及び二級の第一次検定の建築学等の科目のうち施工技術の基礎となる工学に関する部分
学校教育法による短期大学、高等専門学校、高等学校又は中等教育学校に令和6年度以降に入学し、建築学を専攻分野とする学科を卒業した者	建築施工管理に係る二級の第一次検定の建築学等の科目のうち施工技術の基礎となる工学に関する部分